# 令和3年度保険料率に関する参考資料

# 89 回全国健康保険協会運営委員会 発言要旨 (29 年 12 Д 19 $\square$

# (埋事長)

- 精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝 申し上げる。 平成30年度保険料率については、本委員会において9月以降4回にわたり
- 提示させていただいた。 はあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の 皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに 定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題で 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設
- 療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽く 世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金 は10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医 してもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えてい これを見ると、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、中長期的に
- 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率
- も踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分 を支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていること にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。 また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それ
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

\_\_\_\_

持したいと考える。

- 平成 30年4月納付分からとしたいと考えている。 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 なお、激変緩和率については、平成31年度末とされた現行の解消期限を踏
- 財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わると 論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申 し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという 上げたい。 これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議 最後に、 来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、

明確にしたいと考えている。 考えている。 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと 量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、 は考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。 保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁 3回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を 5年ないし 2025

# 93 回全国健康保険協会運営委員会 発言要旨 (平成 30 年 9 ഥ 13

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます
- とか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわから 会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体である げてほしいとのご意見も頂戴しました。 ないとのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下 どうするのかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考え ても 10%維持のほうがよいというご意見と、10%維持はよいが、今このような形で協 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度 (平成31年度)の保険料率について
- 会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、 に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員 本林のこ
- ながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかとい 安定的に維持できるのかということをきっちりと話をさせていただきながら、本日、森委 の評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く うことを考える必要がございます。 員と埴岡委員からもお話がありましたが、 2040 年という本当に長期的なごとも考え これから、10月、11月、12月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。そ
- だきたいと考えております。 ただきたい。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていた していきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせてい 字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っています。そういう努力を 状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数 おりますけれども、最悪の場合、2021年度から赤字に転じてしまうというような財政 恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としていろんな数字を述べさせていただいて 私どもとしましては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に

### (参考1) 来年度以降の10年間(2030年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和2年9月試算)におけるコロナケース(新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んだケース)と同様の前提をおいて、平均保険料率を10.0%で維持した場合について、今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。特に、コロナケースについては、今後の見通しが不確実なものであるという前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要である。

#### 〈 5年収支見通し(令和2年9月試算)における通常(コロナの影響を織り込まない)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
  - ① 令和2、3年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
  - ② 令和4年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
  - ③ 今和4年度と今和6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を試算に織り込んだ。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
- ① 令和2、3年度については、現状の傾向が続くという前提の下、令和元年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和2年度 1.0%、3年度0.9%と見込んだ。
- ② 令和4年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

表1. 賃金上昇率の前提(令和4年度以降)

I 1. 2%<sup>1)</sup>で一定
II 0. 6%<sup>2)</sup>で一定
III 0. 0%で一定

注:1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

- 2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成22~23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去8年平均とした。
- ① 令和2、3年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和2年度2.8%、3年度2.9%と見込んだ(消費税の引上げに伴う影響を含む)。
- ② 令和4年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成28~令和元年度(4年平均)の協会けんぽなどの年齢階級別医療費の伸びの平均(実績)を使用し、以下の前提をおいた。ただし、平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用した。

 表2. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提(令和4年度以降)

 75歳未満
 2.0%

 75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)
 0.4%

現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

4

#### 〈5年収支見通し(令和2年9月試算)におけるコロナケースの前提〉

#### ○ 被保険者数等の見通し

令和2、3年度については、リーマンショック時の協会けんぽの実績(平成21年度▲O.9%、平成22年度O.3%)を踏まえて、右の3ケースの前提をおいた。

#### ○ 賃金上昇率の見通し

令和2~4年度については、リーマンショック時の協会けんぽの実績(平成21年度▲1.8%、平成22年度▲1.4%、平成23年度▲0.3%)を踏まえて、表3で示した3ケースごとに右の前提をおいた。なお、令和5年度以降はコロナケース I は0.6%、コロナケース I、Ⅲは0.0%で一定とした。

#### ○ 医療給付費の見通し

令和2年度については、令和2年3~7月の協会けんぽの実績を踏まえて、表3で示した3ケースごとに右の前提をおいた。 令和3年度以降は、通常ケースと同様、令和3年度2.9%、令和4年度以降は表2のとおりとした。

表3. コロナケースにおける被保険者数の伸び率の前提(令和2、3年度)

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)
コロナケース I (II ×0.8)	<b>▲</b> 0.7%	
コロナケースⅡ	<b>▲</b> 0.9%	<b>⊢</b> 0.3%
コロナケースⅢ(I×1.2)	<b>▲</b> 1.1%	

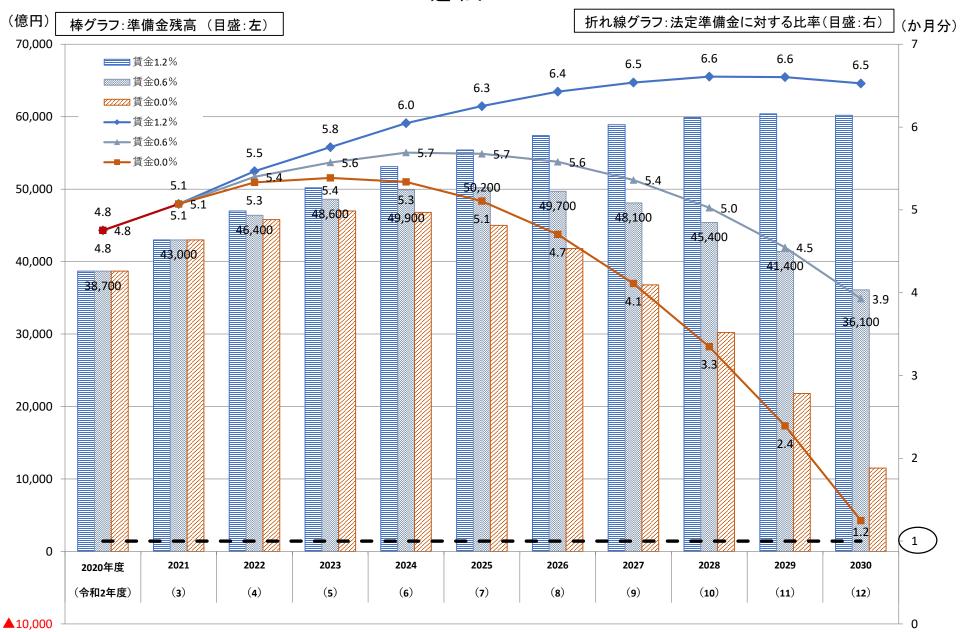
#### 表4. コロナケースにおける賃金上昇率の前提

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)	2022 (4)	2023 (5) ~
コロナケース I	▲1.4%	0.0%	0.6%	0.6%
コロナケースI	<b>▲</b> 1.8%	<b>▲</b> 1.4%	<b>▲</b> 0.3%	0.0%
コロナケースⅢ	▲2.2%	<b>▲</b> 1.4%	<b>▲</b> 0.3%	0.0%

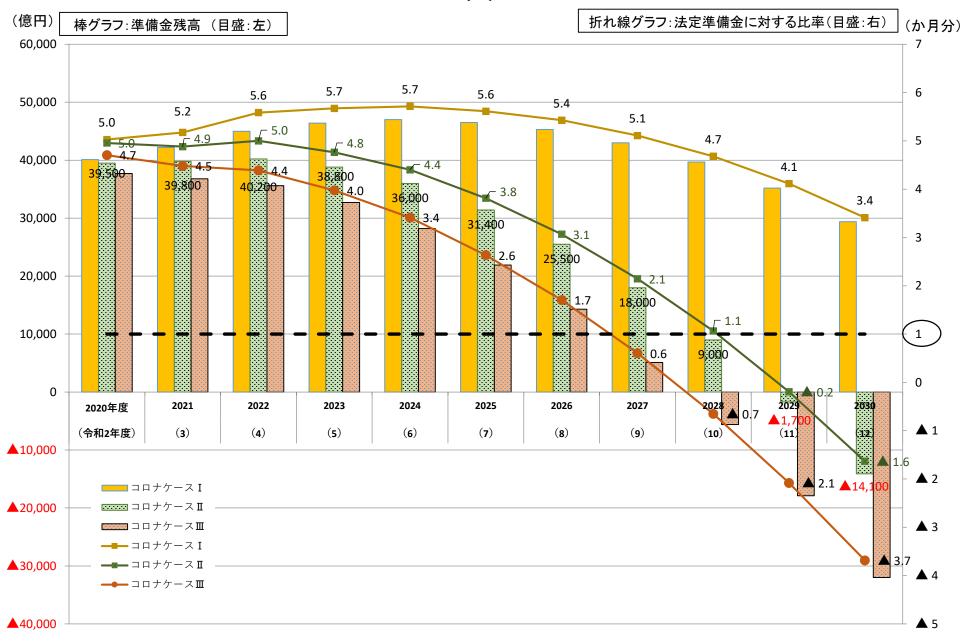
#### 表5. コロナケースにおける加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)	2022 (4) ~
コロナケースI	<b>▲</b> 5.3%		
コロナケースI	<b>▲</b> 5.3%	<b>–</b> 2.9%	<b>–</b> 2.0%
コロナケースⅢ	<b>▲</b> 3.3%		

通常ケース



#### コロナケース



## (参考2) 来年度以降の10年間(2030年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和2年9月試算)と同様の前提をおいて、2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

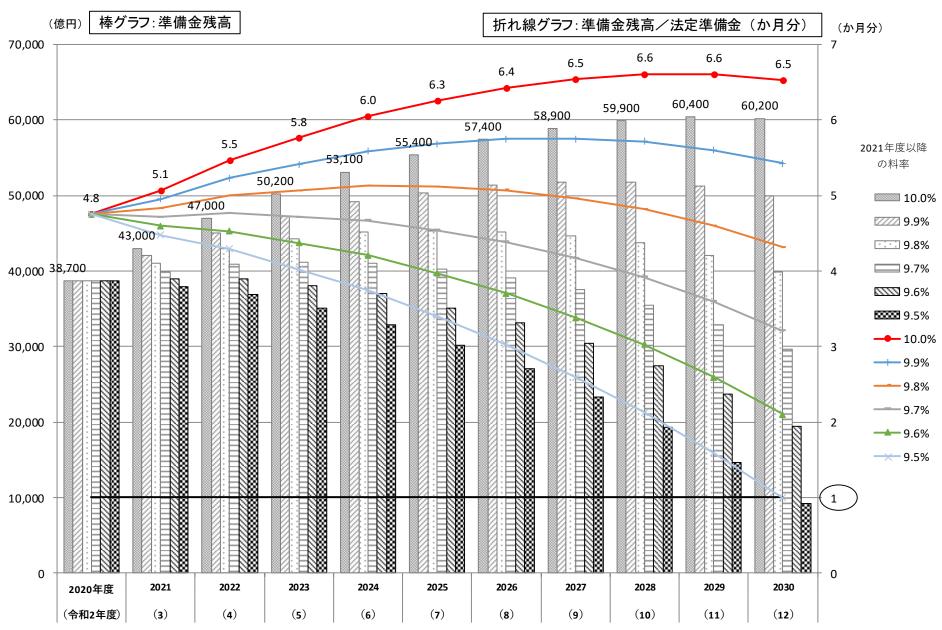
【前提は、参考1でお示しした(5年収支見通し(令和2年9月試算)における通常(コロナの影響を織り込まない)の前提〉と同様】

#### <試算結果の概要>

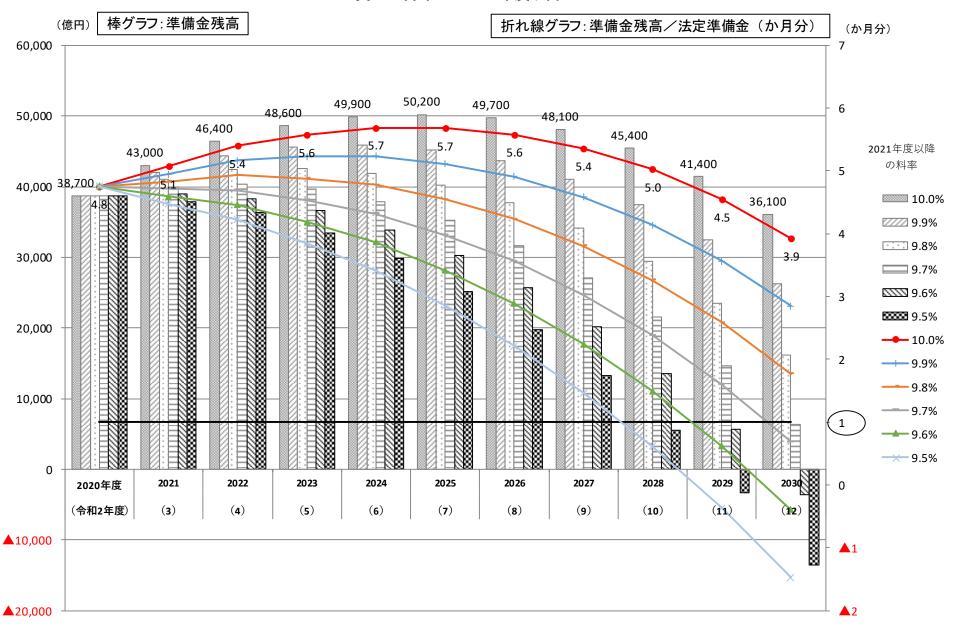
2022年度以降の 賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の 準備金残高のピーク <sup>1)</sup>	2030年度における準備金残高が法 定準備金を下回る平均保険料率
/ / / /	十 Mi 並 X In	7C   MI
I.1.2%で一定	2029年度	9. 5%
Ⅱ. 0. 6%で一定	2025年度	9. 5%~9. 7%
Ⅲ. 0. 0%で一定	2023年度	9. 5% <b>~</b> 9. 9%

注:1) 平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

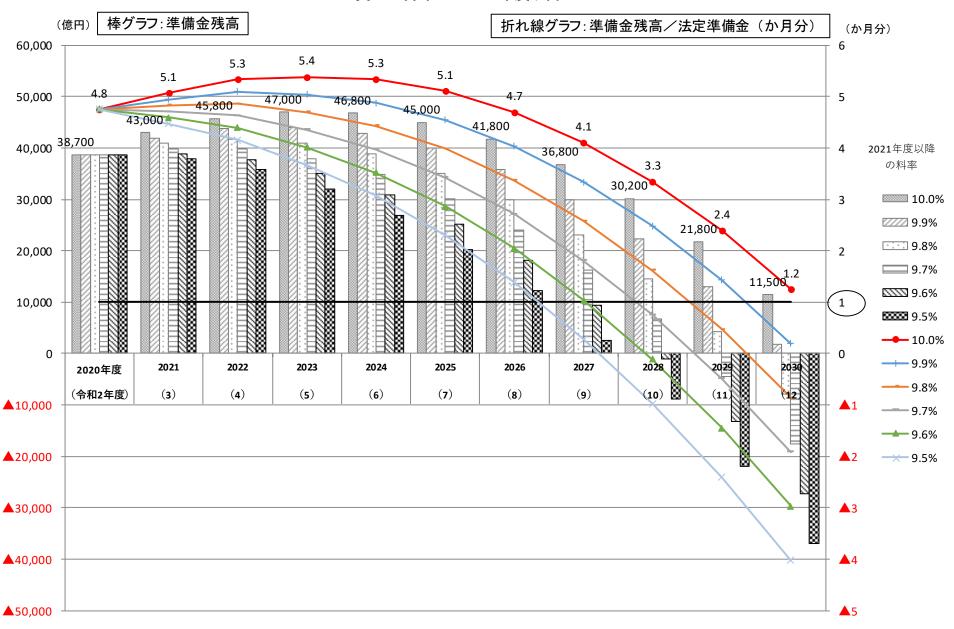
#### I 賃金上昇率: 2022年度以降 1.2%



#### Ⅱ 賃金上昇率: 2022年度以降 0.6%



#### Ⅲ 賃金上昇率: 2022年度以降 0.0%



#### 【シミュレーション方法について】

- ・ 5年収支見通し(令和2年9月試算)と同様の前提をおいて、2021年度(令和3年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2030年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
  - ※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援 金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額 に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

・ なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。特に、コロナケースについては、今後の見通しが不確実なものであるという 前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要である。

【前提は、参考1でお示しした〈5年収支見通し(令和2年9月試算)における<u>コロナケースの前提</u>〉及び〈5年収支見通し(令和2年9月試算)における通常(コロナの影響を織り込まない)の前提〉と同様】

#### 【 1. 賃金上昇率:2022年度以降 1.2%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

#### 【 11. 賃金上昇率:2022年度以降 0.6%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

#### 【Ⅲ. 賃金上昇率:2022年度以降 0.0%】

- 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2030年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2023年度以降準備金を取り崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度からは上昇し、2030年度には11.1%に達する。

#### 【コロナケース | 】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

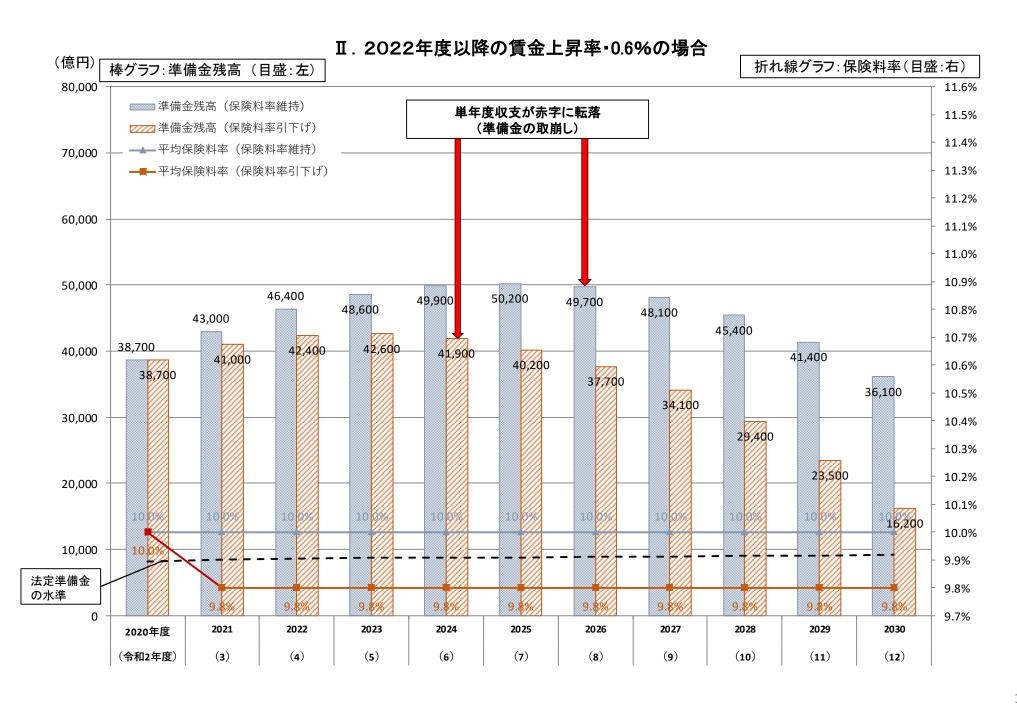
#### 【コロナケースⅡ】

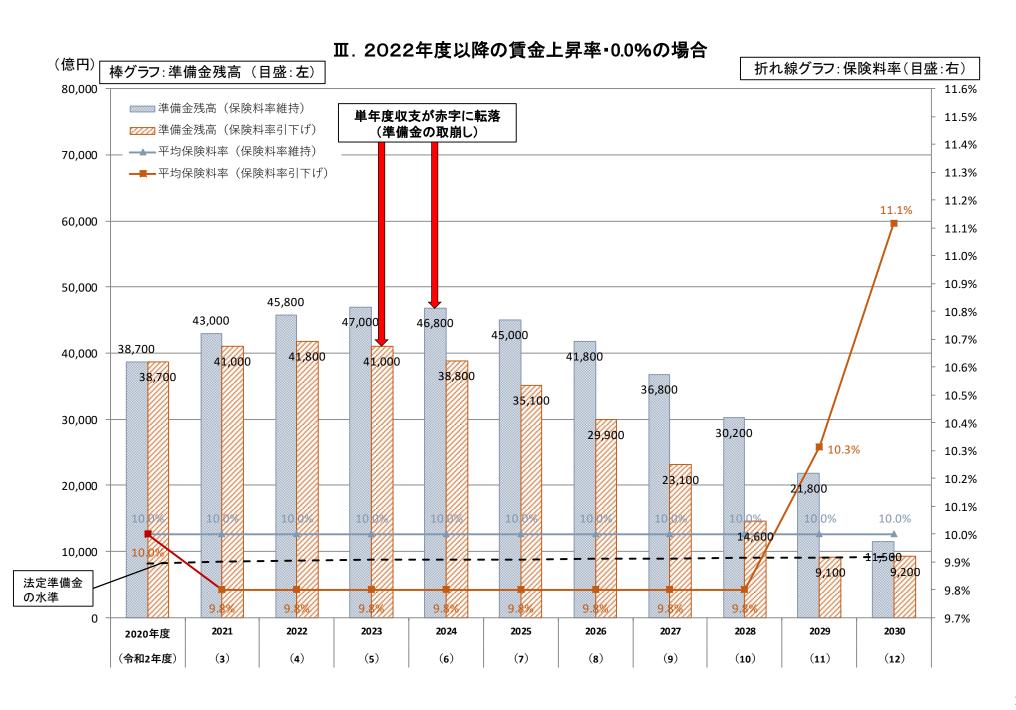
- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度からは上昇し、2030年度には11.5%に達する。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇し、2030年度には11.5%に達する。

#### 【コロナケースIII】

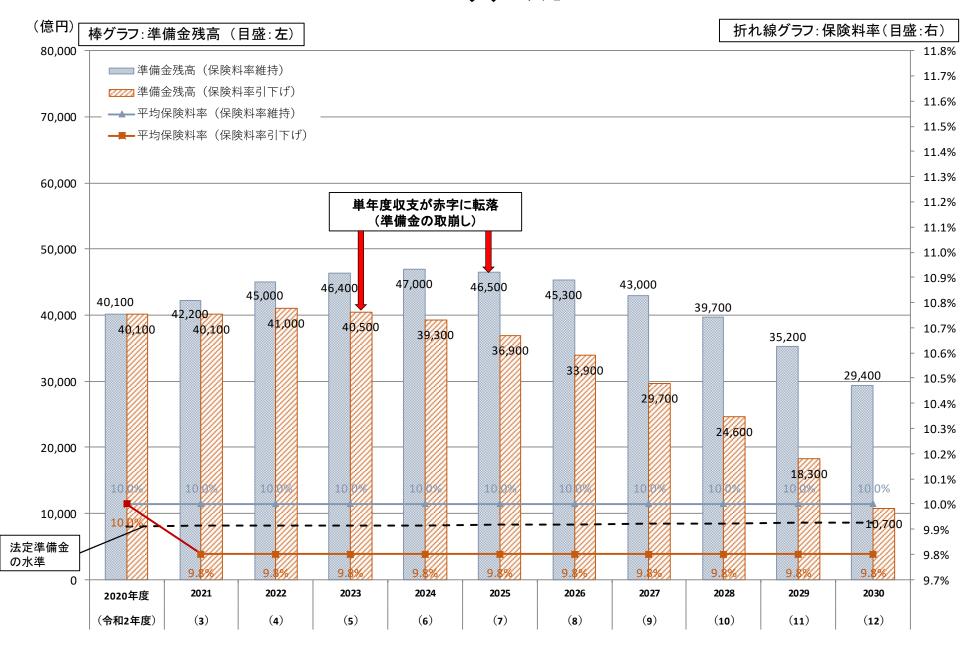
- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは上昇し、2030年度には11.7%に達する。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇し、2030年度には11.7%に達する。

#### Ⅰ.2022年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合 (億円) 折れ線グラフ:保険料率(目盛:右) 棒グラフ: 準備金残高 (目盛: 左) 80,000 11.6% ■■ 準備金残高(保険料率維持) 単年度収支が赤字に転落 11.5% (準備金の取崩し) 準備金残高(保険料率引下げ) 11.4% → 平均保険料率(保険料率維持) 70.000 -----平均保険料率(保険料率引下げ) 11.3% 11.2% 60,000 11.1% 60,400 60,200 59,900 58,900 57,400 11.0% 55,400 53,100 10.9% 50,000 47,000 50,200 10.8% 43,000 44,700 45,100 45,300 45,200 44,200 10.7% 43,700 42,900 42,100 38,700 40,000 41,000 39,800 10.6% 38,700 10.5% 30,000 10.4% 10.3% 10.2% 20,000 10.1% 10.0 100 100 100 10.0 100 100 100 100 100 10 0% 10.0% 10,000 9.9% 法定準備金 9.8% の水準 0 9.7% 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2020年度 (令和2年度) (3) (4) **(5)** (6) **(7)** (8) (9) (10) **(11)** (12)

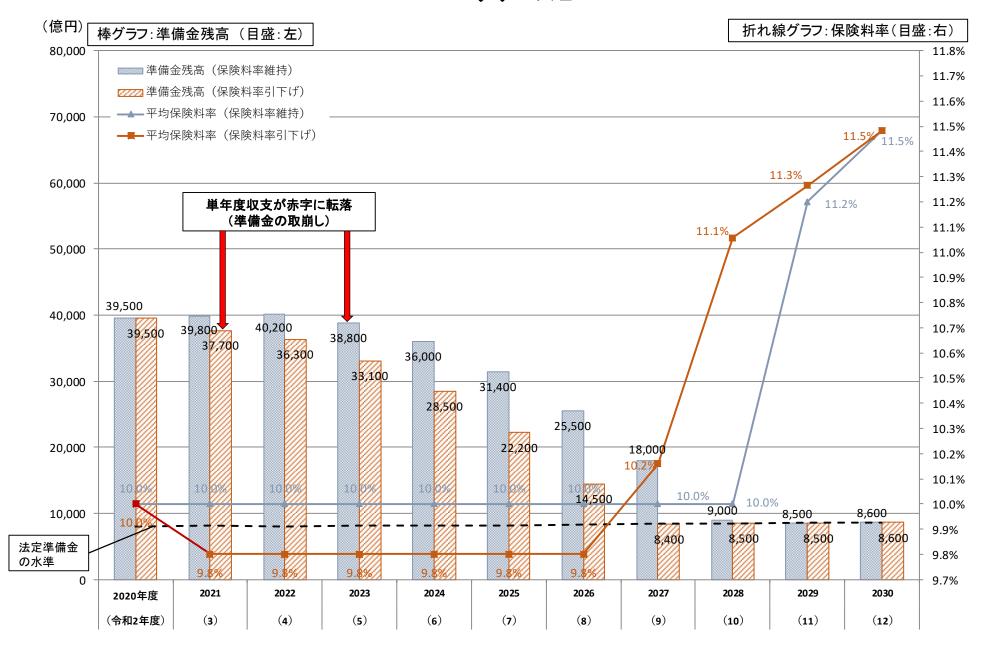




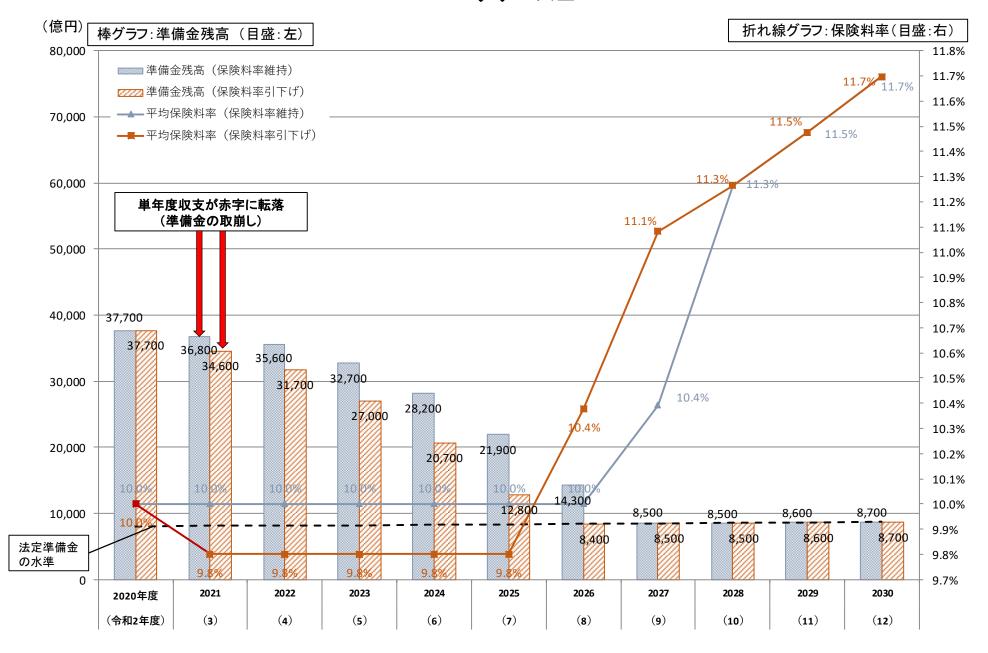
#### コロナケース I



#### コロナケースⅡ



#### コロナケースⅢ



## 協会けんぽ(医療分)の令和元年度決算を足元とした収支見通しの前提

(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

	(協会けんほ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)		
	5年収支見通し (参考1)10年試算(コロナケース) (参考2)10年試算(料率固定) (参考3)10年試算(法定準備金維持)		
足元	令和元年度の協会けんぽ(医療分)の決算		
推計期間	2021~2025年度                  2021~2030年度		
被保険者数等	<ul> <li>① 令和2、3年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計。</li> <li>② 令和4年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計。</li> <li>③ 令和4、6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を織り込んだ。</li> <li>(コロナケース)</li> <li>○ 令和2、3年度については、リーマンショック時の協会けんぽの実績を踏まえて、以下の3ケースの前提をおいた。令和4年度以降は前記②、③の通り。</li> <li>□ 2020 (令和2) 年度   2021 (3)   □ロナケース I (IIXOB)   △0.7%   □ロナケース II   △0.9%   □ロナケース II (IIXOB)   △0.9%   □ロナケース II (IIXOB)   △1.1%   △1.1%</li> </ul>		
賃金上昇率	① 令和2、3年度については、令和2年度1.0%、令和3年度0.9%と見込んだ。 ② 令和4年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。  【 1.2%で一定		
	2020 (令和2) 年度 2021 (3) 2022 (4) 2023 (5) ~		
	コロナケース I   ▲1.4%   0.0%   0.6%   0.6%		
	□□ナケースⅡ ▲1.8% ▲1.4% ▲0.3% 0.0%		
	□□ナケースⅢ ▲2.2% ▲1.4% ▲0.3% 0.0%		
	<ul> <li>① 令和2,3年度については、令和2年度2.8%、3年度2.9%と見込んだ(消費税の引上げに伴う影響を含む)。</li> <li>② 令和4年度以降については、平成28~令和元年度(4年平均)の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均(実績)を使用した。</li> <li>75歳未満 2.0%</li> <li>75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用) 0.4%</li> <li>(コロナケース)</li> <li>○ 令和2年度については、令和2年3~7月の協会けんぽの実績を踏まえて、3ケースごとに以下の前提をおいた。令和3年度以降は前記①、②の通り。</li> <li>2020(令和2)年度 2021(3) 2022(4)~</li> <li>コロナケースI △5.3%</li> <li>コロナケースII △5.3%</li> <li>コンドウースII △5.3%</li></ul>		
現金給付	給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。		
保険料率	① 現在の保険料率10%を据え置いた ケース ② 均衡保険料率 ③ 保険料率を引下げた複数のケース ② 保険料率を引下げた複数のケース		

## 令和2年度保険料率について(支部評議会における主な意見)

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え (状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明 した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。

意見書の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし 13 支部 (9 支部)

※( )は昨年の支部数

意見書の提出あり 34 支部

34 支部 (38 支部)

- ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部 21 支部 (18 支部)
- ② ①と③の両方の意見のある支部

7 支部 (13 支部)

③ 引き下げるべきという支部

2 支部 (6 支部)

④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) 4 支部 (1 支部)

※ 激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、 4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

## (参考4) 令和2年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(青森支部)

#### 支部長意見

#### 評議会意見

令和2年度 青森支部 保険料率 9.88% (引き上げ)

#### ◆意見

青森支部の保険料率が引き上げとなるのは、協会けんぽの平均保険料率が10.0%になった平成24年度以来8年振りのこととなります。高齢化の進展や県内人口の減少、加えて脆弱な地域経済と全国的にみても低い県民所得など依然として厳しい状況にあることを考慮したとき、県内の事業主・加入者の様々な反応が予想されます。しかし、所得の伸び率を医療給付費の伸び率が大きく上回り医療費が増加している現状をみたとき、保険料率が前年度に比べ0.01%の増率にはなるものの、10%を下回る9.88%という水準を維持できる見込みであることは、受け入れざるを得ないと考えるものです。

青森県は永年にわたり短命県全国1位であり、支部としても自治体や関係 団体と連携して、県民や加入者の健康寿命の延伸に努力しているところです が、被用者保険の医療保険者として予防・健康づくりの推進により、将来的な 医療費等の増加が極力抑えられるよう、「保険者機能の更なる発揮」に一層 力を入れていく所存であります。

一方、平成25年度以降、準備金残高が法令の1か月分を超え、かつ、年々残高が積み上がっていることから、支部評議会の中でも準備金の定量的な適正水準についての見解を出すべきとの意見も出ております。今後の財政状況に関するシミュレーションにおいて保険料率10%を維持した場合であっても、将来的に準備金を取り崩さなければならない見通しとなっていることから、理事長が平成29年12月の運営委員会にて「中長期的に考えるという立ち位置で10%が負担の限界水準である」との見解を示されたのと同様に、協会けんぽとして「将来的な(高齢者)医療費等の増加や急激な経済環境の変化などに備え、当面準備金は積み増ししていく方針である」ということを明言してはどうかと考えます。

#### 1. 令和2年度保険料率について

#### (評議会の意見)

- 協会が中長期的な観点を重視して推移を見守って財政運営するという考え 方について運営委員会で了承されていることは理解するが、例えば5年間と いうタイムスパンで見たとしても色々な変数が有り得るので、もう少し柔軟に 考えて検討していく余地があるのではないか。
- 法定額を大きく上回る準備金残高の在り方について、定量的な適正水準を 設けるべきではないのか。

#### (事業主代表)

- 中長期的な視点を持って保険料率を考えることが大事なのは当たり前の話であるが、そこに受益者負担という考え方をどの程度取り込むのかということだと思う。法定準備金の1か月分に対して現状は3.8か月分あるということはどのように整合性を取っていけばいいのか。どの程度の準備金の水準が適正かということについては定量的な目安がなければ議論が収斂されないのではないか。
- 法定準備金は1か月分とされていることの意味をどのように受け止めているのか。普通に考えればそれをクリアしていれば保険料を安くしてもいいよというのが一般的な感覚である。そうでなければ、準備金がどの程度になったら保険料率の見直しを検討するという定量的な目安を持った方がよいのではないか。
- 協会けんぽの支出を見ると、高齢者医療制度への拠出金の割合が約36%を占めており、非常に社会保障的な財政の枠組みとなっている傾向を踏まえると、協会けんぽの財政は本来どこを目指してやっていくべきなのかということについて、保険料率の議論をしていくなかで色々な要素を具体的に整理していくべきではないか。
- 運営委員会での議論がさらに深まることを期待している。制度設計そのものは国の方で考えるべきことなので、運営委員会や評議会はどこを議論の中核にするのか。合理的に物事を整理していくことがより良い制度設計に近づくのではないか。

支部長意見	評議会意見
	◇意見
	1. 令和2年度保険料率について
	(被保険者代表) ・ 賃金上昇率の考え方に関連して、中長期的に見れば高齢化が進み労働力が不足してくるはずなので、賃金上昇率が上がる可能性が高いのではないか。労働力が不足していく中でどのように対応するかということについても、現時点ではAI(人工知能)や機械を活用して生産性を向上させるという見方なので、そのあたりも踏まえた検討が必要ではないか。
	• 保険料率について中長期的に今後の経済動向を見ながら考えていきたいということだが、果たして今の状況で10年先を見据えた議論をしてよいものなのか。もう少し短い5年くらい先を見据えて柔軟に対応できるような議論をしていくべきではないか。
	• 令和2年度の協会けんぽ収支見込(医療分)では4.8か月分の準備金が積み上げるというが、この準備金は手を付けずに積み増しをするという考え方なのか。準備金の在り方について明確にすべきではないのか。
	2. 激変緩和措置の解消とインセンティブ制度の導入について         (評議会の意見)         ・ 特段の異論はなし。
	3. 変更時期について (被保険者代表) ・ 平成30年度のインセンティブ制度の実績が令和2年度の都道府県単位保険 料率に反映されるということであれば、令和2年度保険料率の変更時期につい ては、令和2年5月納付分(4月分)からとして双方の年度単位を合わせた方が 被保険者や事業主の方に理解されやすいのではないか。